

労働者派遣事業におけるマージン率について

2012年10月1日の「改正労働者派遣法」施行に伴い、マージン率を公開することが義務付けられています。2019年度のマージン率は以下のとおりです。

1. 対象期間:2019年4月1日～2019年9月30日

2. マージン率等

派遣労働者の数	17人
派遣先の実数	7社
マージン率	32.23%
派遣料金の1人あたりの平均額	10,678円(1日8時間当たり換算)
派遣労働者の賃金の平均額	7,236円(1日9時間当たり換算)

3. マージンに含まれる費用

- ・雇用主として負担すべき社会保険料、労働保険料等
- ・労働者が取得する有給休暇、慶弔休暇に充当した費用
- ・営業・管理・採用活動・事業運営にあたる労働者の人件費
- ・オフィス賃料や求人広告費、通信費等をはじめとする諸経費
- ・営業利益

4. 法第30条の4第1項の労使協定

- ・締結している(終期:令和3年3月31日)
- ・協定対象派遣労働者の範囲
(全ての派遣労働者)

5. キャリア形成支援制度に関する事項

- ・キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 (0120-17-9255)

訓練計画

訓練種別	対象者	実施時間	方法	派遣労働者の費用負担	賃金の支給
新規採用者訓練	新規採用者	2時間	OJT	なし	あり
一般事務研修	派遣中	2時間	off-JT	なし	あり
製品製造業務訓練	派遣中	2時間	off-JT	なし	あり
リーダー就任研修	入社3年目以降	4時間	off-JT	なし	あり
コミュニケーション研修	派遣中	4時間	off-JT	なし	あり